

新潟県地域福祉支援計画の概要

1 計画策定の趣旨

急激な少子高齢化の進行による地域の支え合い機能の低下等により顕在化した課題を、誰もが「我が事」として支え合いに参加し、共に生きる地域共生社会の実現に向けた取組を推進する。

2 計画の位置付け

社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的な観点から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を定める計画として策定する。

3 計画期間

令和8年度～令和14年度までの7年間

4 地域福祉を取り巻く状況

1 人口減少・少子高齢化の進行

自然減、県外への転出超過により全国を上回るペースで進行

2 世帯構造の変化

世帯規模は縮小しており、65歳以上がいる世帯数割合は上昇傾向

3 支援を要する方々の状況

要支援者は増加する傾向にあるが、支える人材は不足傾向にある

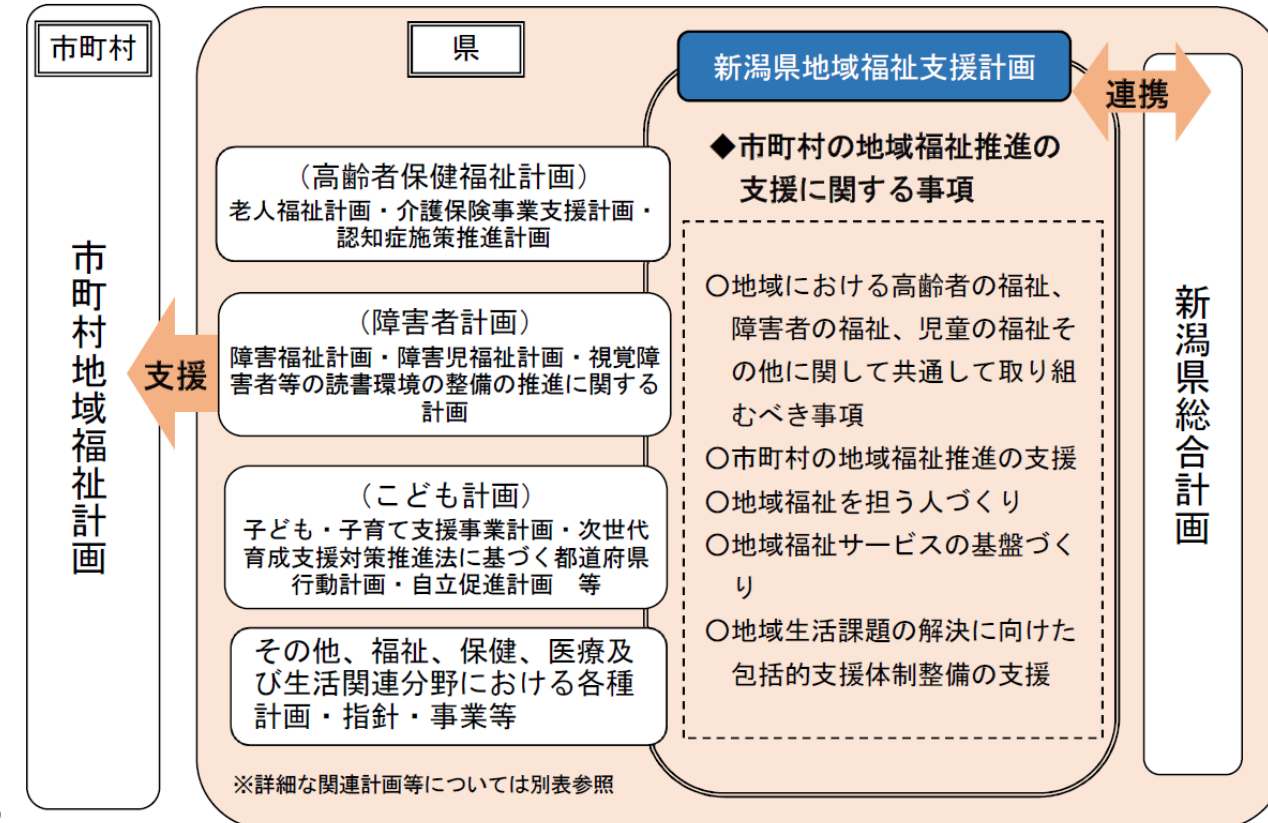
4 市町村地域福祉計画の策定状況等

30市町村のうち策定済は22市町村、未策定は8市町村

5 各分野における最近の制度改正の状況等

地域社会を取り巻く環境変化に応じて各分野で制度の改正が行われている

○ 計画の位置付け



基本理念

県民すべてが自分らしく暮らせる新潟

～誰もが個人として尊重され、つながり支え合って参加し、共生する地域社会の実現～

基本方針

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 市町村の地域福祉推進の支援
- 3 地域福祉を担う人づくり
- 4 地域福祉サービスの基盤づくり
- 5 地域生活課題の解決に向けた包括的支援体制整備の支援

施策体系

○基本方針 1

- (1)様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携
 - (2)高齢、障害、こども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
 - (3)制度の狭間の課題への対応
 - (4)生活困窮者等の各分野横断的に関係する人に対応できる体制の整備
 - (5)共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
 - (6)居住に課題を抱える人への横断的な支援
 - (7)就労に困難を抱える人への横断的な支援
 - (8)県民運動としての自殺対策の推進
- な分野との連携
- (9)市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある人への権利擁護
 - (10)高齢者や障害者、児童に対する虐待への統一的な対応等

- (11)保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援
- (12)地域住民等が集う拠点の整備や既存の社会資源等の活用
- (13)地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
- (14)地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- (15)地域づくりに資する複数事業の一体的な実施のための連携体制の構築
- (16)全庁的な体制整備

○基本方針 2

- (1)市町村に対する支援
- (2)地域福祉推進の中核的存在である社会福祉協議会への支援
- (3)県内の福祉サービスに関する情報の収集及び発信

○基本方針 3

- (1)福祉人材の確保・育成
- (2)介護人材の確保・育成
- (3)障害福祉人材の確保・育成
- (4)児童福祉人材の確保・育成
- (5)その他の福祉人材の確保・育成

○基本方針 4

- (1)市町村が実施する福祉サービス相談支援体制等の確立のための基盤整備の促進

○基本方針 5

- (1)単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築
- (2)県域で推進していく独自施策の企画・立案
- (3)住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりのための相談や支援等を受けることを可能とする体制整備、情報発信の場づくり

○その他

- (1)災害時を想定した要配慮者の支援体制の構築
- (2)孤独・孤立対策の推進